

平成28年度 山梨県森林審議会（第3回） 会議録

1 日時：平成28年12月22日（木）午後3時00分～午後4時00分

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）天野 公夫、神宮寺 守、杉本 光男、須見 俊英、相馬 保政、辻 一幸、
中田 勝彦、三好 規正、山際 真理、若狭 美穂子、若林 一明
以上11名

（事務局）小島森林環境部林務長、笹本森林環境部次長、小林森林環境部技監、市川森林環境総務課長、平塚みどり自然課長、金子森林整備課長、桐林林業振興課長、山田県有林課長、鷹野治山林道課長、島田中北林務環境事務所長、仲田峡東林務環境事務所長、田邊峡南林務環境事務所長、橘田富士・東部林務環境事務所長、関岡森林総合研究所長、森林整備課課長補佐、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐

4 会議次第

- （1）開会
- （2）森林環境部 林務長あいさつ
- （3）会長あいさつ
- （4）議長の選出
- （5）議事録署名委員の指名
- （6）議事
- （7）閉会

5 議事に付した案件

（1）審議事項

第1号議案 富士川上流地域森林計画の樹立及び富士川中流・山梨東部地域森林計画の変更について

（2）報告事項

第2号議案 やまなし森林・林業振興ビジョンの進行管理について

（3）その他

6 議事の概要

司会：

委員の皆様には、大変お忙しいところ、森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、司会進行を務めます森林整備課の小沢です。よろしくお願いします。

ただ今から、山梨県森林審議会を開催します。

本日の森林審議会の成立についてですが、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当委員会の委員数は15名で、本日は、11名の御出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議は、公開となっております。後日、県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。

また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっております。本日も傍聴席が設定してございます。

それでは、次第に従いまして、小島林務長より挨拶を申し上げます。

林務長：

(あいさつ)

司会：

次に会長のあいさつをいただきます、辻会長よろしくお願いします。

会長：

(あいさつ)

司会：

辻会長、ありがとうございました。

次に議長の選出ですが、山梨県森林審議会運営規則第3条によりまして、議長は会長があたることとなっておりますので、辻会長よろしくお願いします。

議長：

まず、議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。いかがいたしましょうか。

委員：

(議長一任)

議長：

議長一任の声がありましたので、「天野委員」と「神宮寺委員」にお願いいたします。

それでは議事に移ります。

はじめに、第1号議案「富士川上流地域森林計画の樹立及び富士川中流・山梨東部地域森林計画の変更について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

森林整備課長：

それでは第1号議案について説明させていただきます、森林整備課長の金子と申します。
(資料1「富士川上流地域森林計画の樹立及び富士川中流・山梨東部地域森林計画の変更について」説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。御意見や御質問がありましたら御発言願います。いかがでしょうか。

委員：

(質問等なし)

議長：

公開した内容はどのようなものですか。

森林整備課長：

公開した内容は、前回の審議会で御承認いただいた計画案そのものを公開いたしました。いまお手元にごございます資料2～4ですが、これは計画案に先ほど説明の中で申し上げた林野庁による語句の修正を加えたものとなっています。

議長：

意見は無かったのですね。

森林整備課長：

はい。

議長：

はい、いかがでしょうか。

委員：

意見ありません。

議長：

それでは第1号議案については、他に御意見等ないようですので、お諮りをいたします。第1号議案については原案のとおりお認めいただけるでしょうか。

委員：

(異議なし)

議長：

ありがとうございました。それでは第1号議案については、事務局の内容のとおり決定をさせていただきます。これにより、異議なしで答申することとさせていただきます。なお、答申書の作成につきましては、会長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：

(異議なし)

議長：

それでは、会長に一任ということにさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、報告事項の第2号議案「やまなし森林・林業振興ビジョンの進行管理について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

森林環境総務課長：

それでは、やまなし森林・林業振興ビジョンの進行管理につきまして、資料5で説明させていただきます。

(資料5「やまなし森林・林業振興ビジョンの進行管理について」説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。やまなし森林・林業振興ビジョンの平成27年度の数値目標、実績内容を中心に説明されたわけですが、今の説明について皆さんの御質問や御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

はい、委員。

委員：

丁寧な説明をありがとうございました。非常にわかりやすかったと思います。林業振興課長にお伺いしたいと思います。「材」のところの林業新規就業者数の項目の中で、実績は45人/年でしたが、「面接会等に多数の参加者があった」ということで、多数の参加者とは、どのくらいの方がみえたのかということと、今後の対応ということで、「魅力などを周知し」とありますが、どういう方法で周知するのかをお聞かせ願いたいと思います。

林業振興課長：

林業振興課長の桐林でございます。よろしくお願いいたします。今の委員の御質問ですが、まず1番目の参加者については、林業労働センターなど関係機関と連携しまして、森の仕事ガイドンス、合同面接会、林業就業支援講習会といった、3つの林業を紹介するイベントを開催しており、そのほかにも林業を紹介できる場がありましたら、積極的に参加しているところです。主なものが先ほど言いました3つですが、その参加者が合計で89名です。また2番目の御質問ですが、面接会や説明会等に出席して、本県の林業のアピールをすることはもちろんですが、山梨県庁としても、Uターン、Iターン、Jターンの方を対象とした取り組みをしており、そういったところにも積極的に出向きまして、山梨県の林業の紹介をしていきたいと思っております。

委員：

関連して質問をよろしいでしょうか。

議長：

はい。

委員：

先ほどの委員の御質問と関連するのですが、参加者の前職と申しますか、どういう職種の方が参加しているのか、わかる範囲で教えていただければと思います。また、「就労条件等が折り合わなかった」という御指摘ですが、具体的にどのあたりに課題があるのか、どんな風にお考えになっているのか、そのあたりをわかる範囲で教えていただきたい。

林業振興課長：

いまの御質問について、先ほど言いました89名のうち、たとえば学生が何名で、既職者が何名といった資料が手元にはないのですが、幅広い年齢で、就職された経験を持つ方もいれば、学生の方もいます。山梨県にゆかりがなく、山梨県の山の良さ、環境の良さをみて、山梨県で仕事をしたいというお考えの方も来て下さっているところです。参加している各林業事業者の方には、若い方が欲しいとか、林業を経験された方が欲しいとか、あるいは高性能林業機械を使いますので、資格を取得されている方が欲しいとか、採用したい人のイメージがあり、一方で就職希望者の方にも、通勤手当などの希望があり、そういった様々な条件を話し合うなかで、それではちょっと...、といったところが出てくるということです。

議長：

よろしいですか。他に、どうぞ、委員。

委員：

平成27年度の目標値について、2番の木材生産量と6番の木質バイオマスのエネルギー利用量については、平成36年度の目標値よりもずいぶん少ないのですが、これは段階的に増やしていったら、最終的に平成36年度に目標値に持っていくという計画なのでしょうか。

議長：

はい、事務局。

林業振興課長：

委員のおっしゃるとおり段階的に増やす計画です。木材生産量につきましては、木質チップ等を製造したいという希望者に対し、それを支援していくといった形で、だんだんと製造事業者を増やしていきたいと考えております。また同じく木質バイオマスのエネルギー利用量につきましても、ボイラー等を導入したいといった方に助言等をしながらボイラー等を増やしていき、その結果としてだんだんとその利用量も増やし、最終的に平成36年度には目標値を達成したいと考えております。

議長：

よろしいですか。

委員：

はい。

議長：

他に御質問、御意見ございますでしょうか。はい、委員。

委員：

ただいまの木材生産量についてですが、木材生産量に占める割合で、上位3つは具体的に何でしょうか？

議長：

事務局どうぞ。

林業振興課長：

内訳でいきますと、チップが一番多く、15万4千 m^3 になります。それから、製材が2万7千 m^3 となります。

委員：

では、チップが相当多いのですね。

林業振興課長：

はい、あと合板が2万1千 m^3 、計20万2千 m^3 ということで、チップが非常に大きな割合を占めております。

委員：

チップは紙になっているのですか。

林業振興課長：

木材チップにつきましては、紙もありますし、いわゆるバイオマスとしての活用もあります。

委員：

はい、わかりました。2番目の質問ですが、今後の対応に「公共建築物等の木造・木質化の促進やC L T工法等新技術の導入」とありますが、C L Tを作る技術の導入ということではなく、C L Tを使った工法の導入ということによろしいでしょうか。それを導入した施設が、説明の中にありましたが、米倉山にできているのですか。

林業振興課長：

委員のおっしゃるとおりで、C L T工法、つまり建て方の技術として導入していきたいということです。米倉山太陽光発電所の屋外休憩施設につきましては、いま建設しているところで、来年3月に完成する見込みです。

委員：

ちなみに、そこで使われるC L Tの材料はどこで作られているのでしょうか。

議長：

はい、事務局。

林業振興課長：

いま国内に4つ工場がありますが、そのうち3つは西日本にあります。そのうち一番大きなものが岡山県にC L Tの専門工場として建てられています。

委員：

そのC L Tの材料として県産材が少しでも使われているのか、という意味でお聞きしたいのですが。

林業振興課長：

いまお話ししました、米倉山の施設につきましては、県産材をC L Tの原料に用いる形で取り組んでおります。

委員：

わかりました。

議長：

はい、委員。

委員：

林業への新規就業者数に関して、ビジョンに書かれた森林整備量や木材生産量を実現していくために、実際に山梨県内の林業就業者数として何人を目標にしているのでしょうか。昔のように何千人というのは無理だと思いますが、その辺がもしわかったら教えていただきたい。

議長：

林業就業者数についてでよろしいですか。

委員：

林業で食べていける人間が何人いることを目標としているのか。毎年毎年、新しく入る人もいるし、やめていく人もいるから、ただ新規就業者を年に54人ずつ、というよりは、林業全体では何人いるべきなのかという数字があるかということです。

議長：

はい、どうぞ事務局。

林業振興課長：

林業労働力の推移につきましては、国勢調査で調べていますが、一番直近の平成27年国勢調査がまだ公表されていません。平成22年国勢調査では、山梨県の林業就業者数は948人となっております。いま言われました林業就業者数が全体として何人という目標は立てておりません。委員がおっしゃるように、やめられる方等もいる中で、そういう方々を補ってさらにプラスアルファできるような形での新規就業者数を目標としたところです。

議長：

よろしいですか。

委員：

はい。

議長：

他にいかがでしょうか。はい、委員。

委員：

2点お伺いしたいのですが、2番の木材生産量の今後の対応について、公共建築物についてこれから進めていくということもあると思いますが、県の施設に関してなのか、それとも市町村の施設、たとえば木造の学校とか体育館とか、具体的な計画みたいなものがあるのかということをお伺いしたいと思います。先ほどの説明にもありましたように、チップに加工されるものが非常に多いということで、今後は木材の需要をどんどん増やしていくということと、目に見える、公

共の建物に使っていくことがとても必要かと思いますので、そういった計画があるかどうかを伺いたいです。それから、ペレットストーブの導入をとっても達成されて、累計で633台も導入されたということですが、私は、「協議会」に入っておりまして、数年前にはペレットという言葉すらあまり普及しておらず、知らない人が多かったのですが、ペレットストーブの導入に対する意識がすごく変わってきていると思います。木質バイオマスのエネルギー利用量については未達成となっていますが、このペレットストーブの燃料のペレットは、県内産のものがかなり少ないということがあると思います。県で把握されている県産材のペレット生産量と、ペレットの質として、全てバークを利用したペレットですとか種類がたくさんあるのですが、そういったものを今後作っていくという計画があるのかどうか、できれば未利用材などをたくさん使って、ペレットを県産材で作っていくことができないか、ということをお伺いします。

議長：

はい、事務局。

林業振興課長：

まず木材生産量における公共建築物等の計画につきましては、具体的な年度別の建設計画というようなものは持っておりません。県有施設におきましては、県の中に県産材利用推進対策部局連絡会議を設置しており、その会議の中で、そろそろ老朽化により、建替なり、改修なりを行うものがありましたら、可能な限り木造・木質化で行うよう、それぞれの関係部署に理解を求めています。また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」というものを全市町村で策定しておりますので、その方針に沿って進めていただくように、市町村に対し様々な会議を通じて理解を求めているところです。

ペレットにつきましては、確かに県民の皆様からペレットストーブや、薪ストーブを使うことに対する御理解をいただけるようになったと感じております。去年は、ある民放のテレビ局にお願いしまして、5分くらいのペレットストーブの紹介番組を流していただくような形で、皆様への理解を得るよう取り組んだところであります。ペレット生産量につきましては、年度ごとで生産会社の取引等による変動が大きいのですが、直近の平成27年度におきましては1,059トンということで、年々増加してきているところです。それから、先ほどの御質問の中にもありました「協議会」と協力しながら、様々なペレットの生産や、あるいはその質の向上といった話を協議会ですべていただいているところです。

議長：

委員、いいですか。他にいかがでしょうか。はい、委員。

委員：

治山林道課長にお伺いします。山梨県は昔、山地災害が多くて、災害を御覧になった明治天皇が復興に役立てるよということ、御料林を御下賜されたという経緯があります。最近では災害が非常に少なくなって、安堵しているところですが、今までの積み重ねの結果が表れているのではないかと思います。10番目の山地災害危険地区の新規整備着手箇所数の今後の対応のこ

るに、「今年度、見直した山地災害危険地区の調査結果に基づき」とありますが、見直した結果というのはどんな状況か、量が増えたのかどうなのか、その辺を説明いただければありがたいと思います。

治山林道課長：

治山林道課からお答えをいたします。山地災害危険地区についてまず御説明をしたいのですが、沢が集まってできる集水区域を一定の区域で分割し山地災害危険地区としており、県内に3, 4, 8, 9箇所を指定して、その地区単位にどのような治山の対策が良いか、ということを検討して進めているところです。今年度の見直しがどのような点かということですが、規模が大きすぎる、あるいは小さすぎる箇所がございますので、まず地区割を見直すということと、非常に局地的な豪雨等による災害が各地で発生しておりますので、それらも加味して、その地区ごとの危険度を判定し優先度を決めていくという作業をしています。まだ作業中ですが、地区割は多少変わるものの、箇所数はそれほど変わらない、といったところです。

議長：

よろしいですか。はい、どうぞ。

委員：

バイオマス発電所について意見を聞きたいのですが、発電所自体のエネルギーの効率という面からすると、バイオマスによる発電というのはかなり無駄があると思います。もちろん原発を稼働させるよりは、はるかに良いことだとは思いますが、そもそもチップを燃やしたエネルギーは熱としてそのまま利用することが一番効率的だと思います。発電となると、お湯を沸かし、蒸気をつくり、タービンを回して発電と、この過程だけでもエネルギーのロスが多いです。の発電所では3万世帯分の電気を作るそうですが、当然、送電力を確保するために変電所を建設し、電圧を6万6千ボルトまで上げなくてはなりません。当然エネルギーのロスが生じます。オーストリア等では、家庭用のチップボイラーがかなり普及しており、ぜひこれを山梨県でも普及させていただきたいと思います。これでしたら、熱としてのエネルギーをほぼ100%その場で使うことができ、暖房や給湯に利用できると言われていています。ですから私は、発電所よりもこちらの方を普及させていくべきだと思います。皆さんどのようにお考えになるでしょうか。

議長：

はい、事務局、林業振興課長。

林業振興課長：

バイオマス発電所につきましては、FIT制度に基づく民間の事業としてやっております。山梨県としては、まさに委員がおっしゃられますように、住民の方々がその地域の材をきちんと使って、いわば地産地消という形でその地域が動き、その地域が活性化できる、という形で木質バイオマスを基本とする施策を進めているところです。先ほどおっしゃられましたように、ボイラーを効率的に使うというのは、木質バイオマスを使うにあたって、非常にメリットがあり、特

に温泉を持っている市町村の中には、温泉施設に木質ボイラーを導入しているところがあります。今後はさらにそういったところを推進する取り組みをしていきたいと考えております。

委員：

ありがとうございます。ただ、のバイオマス発電所というのは、年間16万トンのチップが必要だそうです。これは一体どうやって生産するのでしょうか。また16万トンのチップを作るためにはどのくらいの木が必要なのか、おわかりになる方がいましたらぜひお教えいただきたいと思います。

議長：

はいどうぞ、林業振興課長。

林業振興課長：

バイオマス発電所については、その発電事業者が木材を調達するということであり、本県を含め関東一円からチップを収集し、発電を行う計画であると聞いております。

議長：

よろしいですか。

委員：

はい。ありがとうございます。

議長：

はい、他にいかがでしょう。

委員：

(質問等なし)

議長：

それでは、やまなし森林・林業振興ビジョンの平成27年度の実績の内容等を議題として審議していただいたわけでありますが、他に無いようでしたらこれで打ち切りたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：

(異議なし)

議長：

それでは第2号議案を終了いたします。本日の審議、説明事項等は以上でございますが、その他としまして、この際、何か御発言がありましたら委員の皆様からお願いしたいと思います。は

い、どうぞ。

委員：

本日の内容とは直接関連性はないかもしれませんが、最近、「林業がつくる日本の森林」という今年の10月に出たばかりの本を読みました。この本を書かれた藤森隆郎さんは、農林省の林業試験場でずっと従事されていた方で、農学博士でもあるのですが、通読したところ、いろいろと示唆に富むことがあると思えました。その中でドイツのフォレスターというものの紹介がなされており、ドイツでは10年ほど現場で、国家公務員に当たる州の公務員（フォレスター）として勤務し、林業だけではなく、商品面でも流通面でもキーパーソンとして全般的な活動をするそうです。非常に尊敬されるポストということで、ドイツの子供の間では、フォレスターはパイロットと医者に次いで3番目に子供が憧れる職業で、林業というものに対する評価が非常に高いそうです。一方、日本の場合どうかといいますと、林野庁で2013年度から森林総合監理士の認定制度を始め、これにはフォレスターという称号がついているようですが、ドイツに比べますと、日本版のフォレスターというのは、現場をなかなか経験する機会がなく、ともすれば森林計画制度に基づく計画を策定する要員確保になってしまっているのではないかというような指摘もされております。それで今後、公務員の人材育成ということに関係してくると思いますが、今の公務員の人事制度の中で、いわゆる出世はできないかもしれないが、技術者（フォレスター）として誇りを持てる給与体系と、政策に対しての強い発言権を持つということが保証される、そういう仕組みにより、日本の技術者として、リーダーとして育成していく必要があるのではないかと、同じことを都道府県の人事制度の中でも検討する必要があるのではないかという指摘がされています。公務員の、県や市町村の林業専門の技術者の人材育成という点に関して、何か県独自でお考えになっていること、今後のビジョン等ありましたらお教えいただきたいと思えます。

議長：

今の委員の質問、意見ですが、人材育成について何かプランがあるでしょうか。林務長いかがですか。

林務長：

人材育成については、いま色々議論されている森林環境税の導入を進めていく中で、最も大きな話として、一番身近な行政主体である市町村による森林整備ということがあります。今までも三位一体改革など、国からできるだけ地方へ権限を下ろしていくという大きな流れがあって、今回も一番身近な市町村による森林整備という方針が示されたわけですが、実際に市町村でそういうことが出来る状況にあるのかということが、市町村から逆に言われています。そういう中で、市町村をどうサポートしていくのか、国や県で体制をしっかりと作っていくことが、いまやろうとしている仕組みの前提だと言われていて、そういう問題の認識を国でも県でも持っているところでもあります。新しい仕組みができていくのに合わせて、そういった点を強化していかなければいけない、そういう制度を平成30年度までに整理してさらに動かすまでにしていかなければならない、大きな課題であると認識しております。県の中でも林業関係の職員を、就職して何年目までにどういう現場経験、職務経験を積ませるかという取り決めはありますが、市町村主体でやっ

ていくものをどうサポートをしていくのかといった視点も、その中に取り込んでいかなければいけないと考えております。

委員：

今後の中長期的な視点として、県がやはり中核となってそのあたりを取り組んでいただければと思います。

議長：

大事な課題だと思います。林業技術や資格を得るために、講習会等を行っているわけですが、今では高度な機械が開発されて、昔とは山の仕事が変わってきています。これからの林業振興の上で、市町村あるいは県の職員が、そういう資格を取って林業の専門家になるというような仕組みは、ドイツ等を見習わなければならないと思います。ドイツの制度というのは伝統があり、昨日今日できた制度ではないわけです。森林を守っていく上で、人材育成、資格制度等が確立されていくことが望ましいと思いますし、またその制度のもとで誇りを持って山に従事できるようにすることが、これからの課題ではないかと思います。 委員よろしいでしょうか。

委員：

はい。

議長：

他にございますか。はい、どうぞ、 委員。

委員：

人材育成ということでちょっとお聞きしたいのですが、今日の地方新聞に、林業公社の再生計画が認可されたという記事が掲載されておりました。それは良かったと思っているのですが、林業公社にも優秀な人材がいて、公社が無くなると、失業してしまいます。ぜひ要望ですが、長年培った技術があるわけですから、そういう人材を御活用いただければと思います。

議長：

要望でよろしいですか。

委員：

はい。

議長：

他にございますか。

委員：

(意見等なし)

議長：

それでは、以上で本日の審議は閉じさせていただきます。ありがとうございました。

司会：

委員の皆様には様々な視点から御審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、第3回山梨県森林審議会を閉会させていただきます。

以上